

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	商工労働観光部商業・経営支援課組合担当
内線番号	4826

No.	項目	内容
①	処分名	合併の認可
②	法令名	中小企業等協同組合法
③	法令番号	昭和24年6月1日法律第181号
④	根拠条項	第66条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第66条第1項 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
⑦	審査基準	中小企業等協同組合法第27条の2第4項及び第5項、第6項
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から2月以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	申請のあった日から2月以内
⑫	問合せ	商業・経営支援課組合担当(075-414-4826)
⑬	備考	